

滋賀県看護職員修学資金

制度案内（令和6年度版） 【令和6年度継続貸与者向け】

○ 滋賀県看護職員修学資金貸与制度とは

滋賀県看護職員修学資金（以下「修学資金」という）は、滋賀県看護職員修学資金貸与条例に基づき、現在、保健師、助産師、看護師または准看護師を養成する学校・養成所に在学する方で、卒業後に免除対象施設（特定施設と言います：P4 参照）で看護職員として仕事をしたいと考えている方に、滋賀県が勉学を続けるのに必要な資金を貸す制度です。

この制度は滋賀県内の看護職員の充足を図ることを目的とした貸付であるため、返還免除の条件を満たさない場合は、貸し付けた金額を返還していただきます。

卒業後、滋賀県内の特定施設に就業し、規定の期間以上継続して勤務する意思があるのか、よくお考えいただき申請をする前に十分検討してください。

○ 貸与の条件

現在、看護職員を養成する施設に在学し（県内・県外を問いません）、卒業後特定施設（P4 参照）において看護職員として業務に従事する意思をもっていること。

○ 貸与月額

資金の種類	養成課程	設置主体	
		国公立	私立
修学資金	保健師 助産師 看護師	32,000 円／月	36,000 円／月
	准看護師	15,000 円／月	21,000 円／月

用語説明

養成施設 : 保健師、助産師、看護師、准看護師の養成所
看護職員 : 保健師、助産師、看護師、准看護師
貸与 : お金を貸すこと。
返還 : 借りたお金を返すこと。
返還免除 : 借りたお金を返さなくてもよくなること。
従事・就業 : 看護職員として業務に従事すること。

滋賀県 健康医療福祉部 医療政策課 医療人材確保係

所在地 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL 077-526-8188

Mail : kango-kashitsuke@pref.shiga.lg.jp



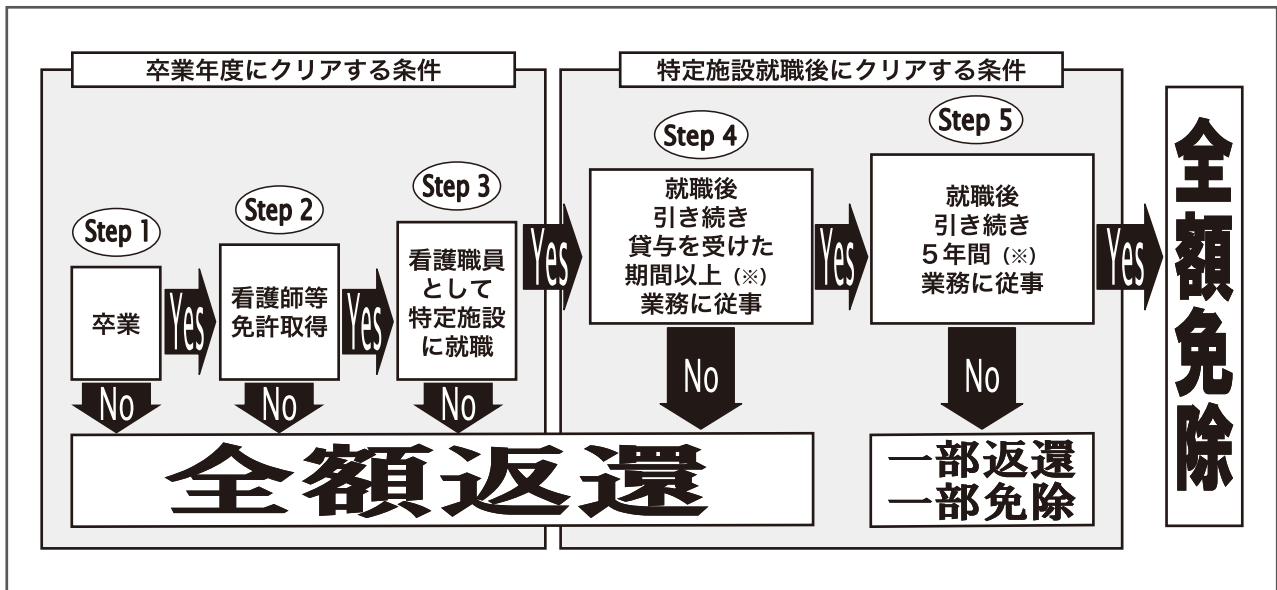
メールはこちらから

○ 修学資金＝貸付制度

修学資金は貸付金ですので、貸与生は滋賀県に対し債務(借りたお金を返済する義務)を負うことになります。そのため、貸与が終了した後に必ず返還しなければなりません。

ただし、免除に必要な条件を全て満たしたときに限り、必要な手続きを経たうえで債務の免除を受けることができます。

(※)常勤非常勤問わず週30時間以上の就業時間が必要



○ 返還

次の事由に該当すれば、修学資金を返還しなければなりません。

区分	返還事由	返還
在学中	①養成施設を退学したとき。	全額返還
	②成績不良等の理由で、貸与決定を取り消されたとき。	
卒業年度	③養成施設卒業の年度に実施される修学資金の貸与を受けた養成課程の目的とする免許の資格試験に合格しなかったとき(受験しなかった場合も含む)。	全額返還
	④資格試験合格後直ちに、修学資金の貸与を受けた養成課程の目的とする免許を取得しなかったとき。	
免許取得後	⑤免許取得後直ちに最後に貸与を受けた養成課程の目的とする看護職員として特定施設に就業しなかったとき。(注1)	全額返還
就職後	⑥特定施設において業務に従事しなくなったとき(業務外の理由により死亡した場合を含む)。	全額返還
	特定施設において引き続き業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間未満のとき。(注2)	一部返還(注3)

※注1 看護師課程で貸与を受けた際は看護師として、助産師課程で貸与を受けた際は助産師として卒業後就業する必要があります。

※注2 業務に従事した期間は、月単位で判定します。

※注3 一部返還となるときの金額は、下記の数式により計算します。

$$\text{返還額} = \text{貸与総額} \times \left(1 - \frac{\text{特定施設において引き続き業務に従事した期間}}{\text{修学資金の貸与を受けた期間} \times \frac{2}{5}} \right)$$

※修学資金の貸与を受けた期間が2年に満たないときは2年(24月)とする。

○ 返還の方法について

修学資金の返還については、一括返還のほか、分割して返還することができます。ただし、分割して返還する場合でも、貸与を受けた期間内に均等払いにより返還しなければなりません。

(例) 36ヶ月貸与を受けた場合=36ヶ月以内で返還する

県の指定する納入期限までに返還金を納付しなかった場合は延滞金(年率 14.5%)が発生します。

○ 返還猶予

次の事項に該当する場合は、その事項が続いている間、返還の期間を延ばすことができます。

- ① 他種の看護職員の養成施設に進学したとき。
- ② 疾病や負傷により、看護職員の業務に従事できないやむを得ない理由があるときなど。

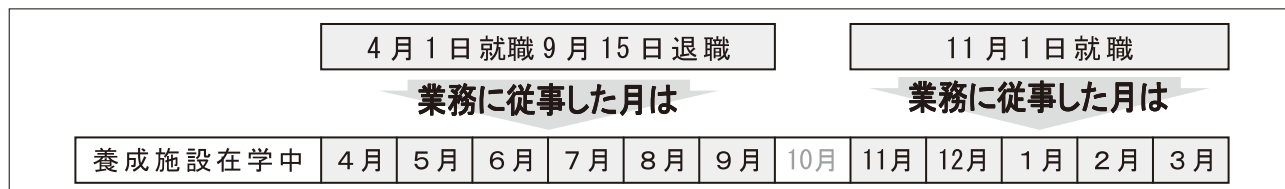
○ 返還の免除

養成施設を卒業後、次の条件を全て満たせば、必要な手続きを行うことにより、修学資金の返還の免除が受けられます。

条件 1	養成施設の卒業の年度に実施される、修学資金の貸与を受けた養成課程の目的とする免許の資格試験に合格し、直ちに免許を取得すること。
条件 2	免許取得後直ちに特定施設に就業し、引き続き5年間、最後に貸与を受けた養成課程の目的とする看護職員として業務に従事すること。

図解 条件2の「直ちに」、「引き続き」について

業務に従事した月は、月単位で判断します。月の途中で就職・退職した場合でも、その月については業務に従事したものとして取り扱われます。



- ① 免許取得後「直ちに」とは、「卒業した年の4月に」ということになります。
- ② 「引き続き」については、同一の特定施設に5年間勤務しなければならないということではありません。一旦特定施設を退職しても、無就業の月が発生しないうちに次の特定施設に再就職すれば「引き続き」業務に従事したものとして取り扱われます。
- ③ このケースでは10月が無就業となっています。このような場合は「引き続き」業務に従事したことになりませんので、返還になります。

○ 特定施設

特定施設とは、滋賀県内の下記医療機関等のことをいいます。

病院

県内病院のうち、病床数が199床以下の病院、精神病床が80%以上の病院、条例の規定する老人病院等、重症心身障害児施設が対象です。

圏域			
大 津	琵琶湖病院	滋賀里病院	大津赤十字志賀病院
	山田整形外科病院	琵琶湖養育院病院	ひかり病院
	琵琶湖大橋病院	打出病院	琵琶湖中央リハビリテーション病院
	瀬田川病院	堅田病院	
湖 南	淡海ふれあい病院	南草津病院	近江草津徳州会病院
	済生会守山市民病院	県立小児保健医療センター	南草津野村病院
	市立野洲病院	びわこ学園医療福祉センター野洲	湖南病院
	県立精神医療センター	びわこ学園医療福祉センター草津	
甲 賀	水口病院	甲賀市立信楽中央病院	生田病院
	甲南病院	国立病院機構紫香楽病院	甲西リハビリ病院
東近江	ヴォーリズ記念病院	東近江市立能登川病院	湖東記念病院
	日野記念病院	近江温泉病院	神崎中央病院
	滋賀八幡病院	東近江敬愛病院	青葉病院
湖 東	彦根中央病院	友仁山崎病院	
湖 北	セフィロト病院	長浜市立湖北病院	
湖 西	今津病院	マキノ病院	

介護老人保健施設

レーク・ホロニー	守山すみれ苑	B・O・Hケアサービスセンター	ここの郷
ケアセンターささゆり	日和の里	滋賀病院附属介護老人保健施設	長浜メディケアセンター
虹水苑	草津ケアセンター	ケアセンター志賀	リスタあすなる
チェルシー	寿々はうす	ケアタウン南草津	アロフェンテ彦根
ケアポート栗東	石部ケアセンター	野洲すみれ苑	グリーンテラス
スキナヴィラ甲賀	ヴォーリズ老健センター	ウエル青葉	琵琶
ケアセンターこうせい	ケアセンター蒲生野	エスペラル近江八幡	坂田メディケアセンター
リハビリセンターあゆみ	スキナヴィラ水口	パストラールとよさと	ケアセンターいぶき
湖北やすらぎの里	陽光の里		

その他、滋賀県内の

診療所

(○○クリニック、△△医院 等)

訪問看護事業所および介護予防訪問看護事業所

も特定施設です。

※老人ホーム・デイケア等は特定施設ではありません。

(特定施設についての注意事項)

- 1 病院の一覧表は、令和4年11月1日時点のものです。
- 2 現在特定施設である医療機関などであっても、病床数などの変更により特定施設ではなくなることがあります。免除を受けるためには、貸与終了後に就業する時点でその医療機関などが特定施設に該当していなければなりません。
- 3 同一の設置者（医療法人等）が複数の医療機関などを開設しており、人事異動・配置換えなどにより県外の施設に就業先が変更された際もその時点で返還になります。

○ 振込先口座

- ① 修学資金は、申請者本人名義の口座へ振り込まれます。口座の指定は貸与申請の際に行っていただきます。申請者本人以外の名義の口座を指定することはできません。
- ② 振込先として指定できる口座は、普通預金、総合預金または当座預金に限ります。(貯蓄預金・定期預金の口座を指定することはできません。)
- ③ 銀行に指定の口座がない場合は、申請者本人名義の口座を開設してください。
- ④ 同一養成課程在学中は、原則として振込先の口座の変更は行えません。ただし、婚姻などによる氏名変更、銀行の統廃合などにより振込先の口座に変更があった場合は、変更の手続きを行ってください。

○ 貸与の時期および方法

修学資金は、9月に1年分の貸与額をまとめて申請者本人名義の口座へ振り込みます。ただし、事情により支払月を変更することがあります。

○ 貸与期間

修学資金は、1年単位で貸与を行います。今年度に貸与決定を受け、次年度も貸与を受けようとする際は、次年度に継続申請を行っていただく必要があります。

○ 貸与の停止

貸与決定を受けた後でも、休学・停学した際は貸与が停止されます。速やかに在学養成施設を通じ必要な手続きを行ってください。

また、退学した際は、修学資金を全額返還していただきます。

○ 貸与契約の解除

貸与決定を受けた後でも次の場合には貸与契約を解除し、修学資金を全額返還していただきます。

- ① 退学したとき。
- ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ③ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ⑤ 死亡したとき。
- ⑥ その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

○ 連帯保証人

連帯保証人とは債務者と連帯して債務を負う保証人のことで、債務者と同様の責任を負いますので、債務の全額の返済を求められることがあります。

修学資金の貸与を受けるには連帯保証人が2名必要です。**連帯保証人になっていただく方には事前にこの制度についてよく理解していただいた上で署名を求めてください。(貸与申請書には連帯保証人の自署、実印での押印および印鑑登録証明書の添付が必要となります。)**

〈連帯保証人の資格等〉

- ・一定の職業を有し、独立の生計を営む成年人
- ・連帯保証人2名はそれぞれ別住所の者であること(ただし、どちらか1名は貸与生と同住所でも構いません)
- ・申請者が未成年(18歳未満)の場合は1名を法定代理人(親権者)としてください。

○ 借用証書

申請者には、貸与終了(卒業・退学)のときに申請者および連帯保証人の署名による「借用証書」を提出していただきます。

○ 貸与終了後の手続きについて

修学資金は、申請者が養成施設に在学している間、一時的に貸すものです。**全額返還されるか、返還免除の条件を全て満たし、所定の手続きを終えるまでは、貸与生は滋賀県に債務(借金)を負っていることとなります。**このため、学校を卒業されるときや、その後に、免除を受けるとき、返還をするとき、住所や氏名を変更したときなどには、条例・規則に定められた手続きを行っていただかなければなりません。

卒業後の手続きについては、申請者が卒業される際に、卒業後の手続きなどを取りまとめた「しおり」をお渡しします。

これらの手続き・申請をどれか一つでも怠ると、たとえ免除の条件を満たしている場合であっても、全額一括返還等になります。

貸与申請手続きについて

(1) 貸与申請手続きの流れ

事前申請

しがネット受付サービスにて、事前申請を行ってください。

貸与申請

事前申請の内容確認後、県から貸与申請書を送付しますので、必要事項を記入し、貸与申請書その他必要書類を在学する学校等の窓口にご提出ください。

※必要書類一式は専用の封筒に封入し、提出してください。

貸与決定

貸与決定後に、県より貸与決定通知書を送付します。

貸付金の貸与

(2) 貸与申請手続きに必要な書類

事前申請・貸与申請に必要な書類

① 滋賀県看護職員修学資金貸与申請書

- ・ P8の記入要領および P9の記入例を確認のうえ記入すること

② 連帯保証人2名の印鑑登録証明書

- ・ 発行後3か月以内のものに限る。

③ 申請者本人の住民票記載事項証明書

- ・ 発行後3か月以内のものに限る。

※③の書類は、事前申請時にしがネット受付サービスにて画像添付が必要です。

①～③のすべての必要書類は貸与申請時に原本の提出が必要となります。

※①～③のほか、必要に応じて追加で書類提出を求める場合があります。

<振込先口座として指定する口座について>

- ・ 申請者本人名義の口座に限ります。
- ・ 口座科目は、普通預金、総合預金または当座預金に限ります。
(貯蓄預金・定期預金の口座を指定することはできません。)
- ・ 銀行に指定の口座がない場合は、申請者本人名義の口座を開設してください。
- ・ 同一養成課程在学中は、原則として振込先の口座の変更は行えません。
ただし、婚姻などによる氏名変更、銀行の統廃合などにより振込先の口座に変更を行う必要がある場合は、県までご連絡ください。

貸与申請書 記入要領

- 貸与申請書は事前申請後、**県から直接送付**いたします。
- 送付する貸与申請書には、事前申請の際に入力いただいた内容が記載されています。
- もし記載されている内容について修正があれば、**修正箇所**に二重線を引き、**訂正印を押して、空いているところに書き直してください。**
- 事情により、事前申請（しがネット受付サービス）ができない場合は、県の公式ホームページより申請書様式をダウンロードし印刷のうえ、以下の留意事項や記入例をよくご確認のうえ、必要事項を記入してください。（記入後は、在学する学校等の窓口に提出してください。）

(1) 記入にあたっての注意事項

- ・黒または青の万年筆またはボールペンで、丁寧に楷書で記入してください。（フリクション等いわゆる擦ると消えるペンは不可。）
- ・記入を誤ったときは、誤った部分に二重線を引き訂正印を押してください。

(2) 記入内容

ア) 「課程」欄

- ・該当するコード番号を次の表から選んで記入してください。（はじめて貸与を受ける方は記入不要です）

コード番号	課 程	コード番号	課 程
1	保健師	8	准看護師 衛生看護科 全日制
2	助産師	10	看護師 大学4年課程
3	看護師 3年課程 全日制	11	准看護師 衛生看護科 定時制
4	看護師 3年課程 定時制	12	看護師（5年一貫）5年課程
5	看護師 2年課程 全日制	13	大学院 修士課程
6	看護師 2年課程 定時制	14	看護師 2年課程 通信制
7	准看護師 2年課程	16	大学編入

イ) 「氏名」欄

- ・フリガナは、1マスに1字ずつ記入してください。（濁点は1字として取り扱ってください。）

ウ) 「生年月日」「入学年月」「卒業・修了（見込）年月」「貸与希望期間」欄

- ・それぞれ和暦で記入してください。

エ) 「貸与希望月額」欄

- ・該当する資金、課程の貸与月額を記入してください。（貸与月額は1ページを参照してください。）

オ) 「免許種類」「免許取得年月日」「免許番号」

- ・大学院修学資金の貸与を受ける人は、すでに保有している免許について記入してください。

カ) 「養成施設等の名称」「課程名」欄

- ・省略せず正しく記入してください。
- ・過去に看護職員修学資金または授業料資金の貸与を受けたことのある人は、貸与を受けたときの養成施設名・課程名・氏名を記入してください。

キ) 「申請者」「連帯保証人」欄

- ・それぞれの欄は、必ず本人の自筆により記入してください。
- ・未成年者（18歳未満）の方が申請される場合、**親権者の方は「連帯保証人（法定代理人）」欄に記入してください。**
- ・連帯保証人の印は、印鑑登録証明書と同じ実印を押印してください。

(3) 添付書類等

- ・連帯保証人の印鑑登録証明書は、貸与申請書の右肩の裏側にホッチキスで留めてください。

[記入例]

・過去に滋賀県から修学資金または授業料資金の貸与を受けていた場合は、当時の「貸与台帳」等を参照して自分の修学生番号を記入すること。

黒または青の万年筆またはボールペンで記入してください。
(フリクション等いわゆる擦ると消えるペンは不可。)

課程コード表より記入

様式第1号 (第2条関係) **滋賀県看護職員修学資金 貸与申請書 (新規・継続)** **修学資金**

資金	課程	修学生番号					
6	3	1	2	3	4	5	6

・氏名は左詰で記入すること。
・姓と名の間は1マスあけて記入。
・濁点も1字とする。

新規・継続のどちらかに○をすること

氏名	カタカナ	シカハナコ						性別	生年月日		
	漢字	滋賀花子						男	西暦(年)	月	日
								女	2000	05	01

学年	入学年月	卒業(見込)年月	貸与希望月額	貸与希望期間		
1	西暦(年) 2023 月 04	西暦(年) 2026 月 03	36000	西暦(年) 2023 月 04	から	西暦(年) 2024 月 03 まで

・在学中の施設名・課程名を記入すること。

施設名	県立琵琶湖看護専門学校	課程名	看護師養成3年課程全日制
-----	-------------	-----	--------------

※新規申請者のみ記入すること		以前に別の課程で「滋賀県看護職員修学資金」または「滋賀県立看護師等養成所授業料資金」の貸与を受けたことの有無	左欄が有るとき	貸与を受けたときの養成施設・課程名	琵琶湖高等学校 衛生看護科	貸与を受けたときの氏名	滋賀 花子
----------------	--	--	---------	-------------------	---------------	-------------	-------

新規申請者のみ記入する。

・過去に「滋賀県看護職員修学資金」または「滋賀県立看護師等養成所授業料資金」の貸与を受けたことのある場合は、必ず記入すること。

滋賀県看護職員修学資金貸与条例の規定により修学資金の貸与を受けたいので申請します。

滋賀県知事 2022年 6月 1日

申請者		連帯保証人(法定代理人)	
郵便番号	520-8577	郵便番号	520-877
住所	大津市京町四丁目1番1号	住所	大津市京町四丁目1番1号
電話番号	077-528-3611	電話番号	077-528-3611
氏名	滋賀 花子	氏名	滋賀 太郎
		生年月日	1965年3月5日
		申請者との続柄	父
連帯保証人		連帯保証人	
郵便番号	524-0022	郵便番号	524-0022
住所	守山市守山五丁目4番10号	住所	守山市守山五丁目4番10号
電話番号	077-578-9999	電話番号	077-578-9999
氏名	滋賀 次郎	氏名	滋賀 次郎
		生年月日	1966年3月4日
		申請者との続柄	叔父

・申請日を必ず記入すること。

・シャチハタ印不可。

・添付する印鑑登録証明書(提出日の前3箇月以内に発行されたもの)と同じ印鑑を押し印すること。

・シャチハタ印不可。
・連帯保証人等と同姓の場合は、印影の異なる印鑑を使用すること。

・連帯保証人2名はそれぞれ別住所の者とする。ただしどちらか1名は貸与者と同居所でも構いません。
・連帯保証人欄については、必ず連帯保証人が自ら記入すること。同筆跡は無効。

口座振替依頼書 (新規申請者のみ記入すること)

滋賀県知事	新規申請者のみ記入	氏名	滋賀 花子
-------	------------------	----	-------

・通帳を見ながら間違わないように記入すること。

・継続申請の場合は記載不要。ただし、婚姻等による氏名変更や金融機関の統廃合等により、やむを得ず振込先口座が変更になった場合は、記入すること。(原則、変更不可)

私が滋賀県から受ける貸付金については、下記の預金口座に振込下さるよう依頼します。

銀行名	支店名	金融機関コード	支店コード	預金種別	口座番号
滋賀 銀行 組 信 金	県庁 本店 出張所	※記入不要	160	①普通預金 2当座預金	百 十 万 千 百 十 番 99999999
口座名義(カタカナ)	シカハナコ				

※ 連帯保証人の印は、実印を用いるとともに、印鑑登録証明書を添付してください。
※ 印鑑登録証明書は、提出の前3箇月以内に発行されたものを添付してください。

